審 査 基 準 （ 公 表 用 ）

様式第３号

所管部（局）・課　長寿社会課

法　令　名	介護保険法施行令	法令の番号	平成１０年政令４１２号
許認可等の種類	指定調査員養成研修機関の指定	根 拠 条 項	第３７条の７第４項

審査基準	
	（１） 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の７第４項 （２） 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 113 条の 38

受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間	１４日	目次	
						標準経由期間	日	ＮＯ	